

『朱子語類』外任篇譯注(一)

田 中 謙 二

『朱子語類』一四〇卷は、哲學思想部門の專家だけでなく、文學・史學そのほか科學史部門などの學究にとって、ほとんど無盡藏といふべき資料を提供してくれる。無盡藏とはむろん相對的な謂いであり、各人の讀みの深さに應じて限りなく引き出せることを意味する。もしも、單純に道學者朱子というような認識しかもたない人なら眼を見るであらう、そこにはスケールの大きい人間朱熹の生活と意見が雜然とひしめいている。ことに、この大部の著作が語録という形式を採るために、讀者は朱子とその門人乃至知友たちの生き生きとしたイメージを把握することができて、それだけでもこれはまことに楽しい書物である。

ただ、語録類の常として、この書物の文章は、いまは死滅した俗語(口語)を少なからず混えているので、文言に習

熟した人でも、そう容易に讀解しようという性質のものではない。なによりも、これは文學作品でないということ、いわば専ら文言を對象とする學究が便宜的に俗語を混えて記録したノートであり、しかも、記録者が多人數にわたる(個性・くせがつかみにくい)ことなど、きわめて複雑な要素を含む。だから、たとえ俗語に習熟した人でも、そこにはまた別種の障礙が横たわるといえる。このせつかくの寶庫に探求の手が隅々までは及んでいないのは、そうした理由によるのでなからうか。

率直にいつて、筆者は最近この巨大な對象に挑む決意を固めたばかりであり、實はなお到るところで讀解に窮する語句に遭遇している。だが、宋元期の俗語については、特に文學作品の上で若干の鍛鍊をかさねて來たし、それにこ

の巨大な文獻の切りくずしに挑戦しては、けっして人後に落ちぬ情熱と覺悟をもっているつもりである。やや早まった感のあることを自ら認めつつも、これから本誌の數號に卷一〇六「外任」、すなわち、朱子が前後五次にわたって地方官の職に在任したときの體驗をのべる一卷について、敢えてその譯注を試みることにした。むろん、歴史、とりわけ政治・社會の諸制度が複雑化した宋代のそれには、大體にも通じていない筆者が、單獨でこの工作をなしうるはずがない。實は、この卷の前三分の一ほどは、一九六五年四月ごろから數か月にわたり、若い史學徒の要請のもとに、筆者が主宰して京大人文研で私的な輪讀會をもった。このたび譯稿を作成するにあたり、そのおりの參加メンバーのうち、梅原郁・衣川強兩氏からあらためて若干の教示をうけた。ここに記して深謝の意を表するとともに、一般の讀者よりも指教を寄せられるよう切望してやまない。

なお、テキストには底本として、故楠本正繼博士舊藏（現國士館大學藏）の抄本（影片による）を用い、京都大學文學部藏朝鮮刊本との異同を注記するとともに、抄本に缺く條をも後者によって補った。

『朱子語類』のテキストについては、すでに故胡適氏に詳しい解説がある（臺灣・正中書局刊影印本序）。筆者はまだまだほとんど検討を加える暇がないまま現在に至っているが、これまで目覩しえた、臺灣正中書局影印本（明・成化九年一四七三年刊）・朝鮮刊本（刊年未詳）・清刊本二種（康熙二八年——一六八九年刊および嘉慶道光間——一九世紀初頭刊）・和刻本（寛文八年——一六六八年刊）の五種は、文字に若干の異同はあつても、分類排列を同じくする點からみて、みな一つの系統に屬することが推定できる。

ところが、最近、九州大學文學部荒木見悟教授の盡力で入手しえた上記の抄本（影片）だけは、分類排列にも少なからぬ出入がみられる。そこで筆者は、これら系統を異にする二つのテキストについて、先後問題の解決を迫られるに至った。その解決には全體を詳しく調査する必要がある、結論はとても早急にえられぬものと覺悟していたが、意外に早く、この譯稿を執筆する過程において、抄本の優秀さを證する資料にぶつかった。すなわち、抄本の第一〇條にみえるつぎの一段がそれである。

有某賊圍京西。某州太守。無力拒之。太守姓晁。忘其名。

遂歛金帛。賂之使去。

この一條は朝鮮本その他のテキストでは卷一〇八「論治道」篇に收め、そこではつぎの如く作っている。

淮南盜王倫破高郵。郡守晁仲約。以郡無兵財。遂開門犒之。卓錄作歛金帛賂之。使去。

みぎの事件はかなり著名であつたらしく、羅大經『鶴林玉露』卷五や邵伯溫『河南邵氏聞見錄』卷八にもみえてゐる。さて、同じ事件を語る朱子の談話として、「太守の姓は晁、名まえを忘れたが」というのと、「晁仲約」と姓名を明記するのと、いずれが原形に近いかは、もはや贅言を要するまでもない。

そのほか、朝鮮本系統が外任篇の分類を「同安主簿」、「南康」、「總論作郡」、「浙東」、「漳州」、「漳州」とするのに對し、抄本が「同安主簿」、「知南康」、「浙東提舉」、「漳州」(上に「知」を脱するか)「知漳州」とするのも、やはり後者が原形を保存する證據の一つとみなしてよからう。なお、從來行なわれている後起のテキスト系統では、朝鮮刊本が最もすぐれていることをもここで證明しなければならぬが、いまは割愛する。ともかくも、このたびの譯稿は上

記の次第で、抄本を底本にえらぶことに踏みきった。

晦庵先生朱文公語類卷之百單六(刊本作朱子語類卷一百六)

朱子三 外任

同安主簿

朱子が官途でえた最初の職である。同安は福建路泉州府(福建省南の沿海都市)管下の縣、現在も同じ名でよばれる。

主簿は縣廳におかれた帳簿處理官、まず庶務部長といったところ。紹興十八年(一一四八)春、十九歳で科擧をパスした朱子は、三年後の任官試験で左廸功郎(從九品)の職階をえて同安縣主簿を拜命、ただし、ポストのあくのが遅れて、實際に赴任したのは紹興二十三年(一一五三)七月のことである。それから滿三年のあいだこの職にあり、紹興二十六年(一一五六)七月に任期がみちたが後任が來ず、老幼を第二の郷里尤溪(福建省中部北より)に送ってさらに一年つとめ、翌年の十月、ようやく同安縣を去った。時に朱子は二十八歳。

(1) 主簿就職内大有事。縣中許多簿書皆當管。某向爲同安簿。許多賦稅出入之簿。某逐日點對僉押。以免吏人作弊。時某人爲泉倅。簿書皆過其目。後歸鄉。某與說及此。亦懵不知。他是極子細官人。是時亦只恁地呈過。賀孫

校注：1 某字無。2 某字無。3 此字無。4 地字無。

主簿はその職掌關係だけでもずいぶん仕事がある。縣廳内のおびただしい帳簿は、ぜんぶ扱わなければならぬ。

わたしはかつて同安縣の主簿をつとめ、おびただしい賦税の出納簿を毎日點檢照合して、署名と花押をかき、それで胥吏たちに不正をはたかせずにすんだ。そのころ、某氏は泉州府の通判をつとめて、帳簿類はぜんぶこの人の目を通っていた。のちに歸郷しており、かれとの話がそのことになっても、まるで氣づいていないのだ。この人はたいへん綿密な官人だったが、當時はそういう調子で（すどおりで）上司にさし出していったのだ。葉賀孫

〔點對〕點檢照合する。

〔僉押〕僉名（署名する）・押字（かき判、すなわち花押をかき）の略（第二〇條にみえる）。

〔泉倅〕「泉」は泉州、「倅」は副官・補佐官のことだが、宋代ではもっぱら州の通判（副知事）を指す。

〔只恁地〕こんなふうに、れいの調子で。「只」は強勢の助字。「恁地」は現代語の「這樣・這麼」。

〔呈過〕「呈」は上司にさし出す文書形式の術語であらう。

〔過〕は經過を示す助字。

(2) 因說慢令致期謂之賊云¹。昔在同安作簿時。每點追稅。必先期曉示。只以一幅紙。截作三片。作小榜。徧貼云。本廳取幾日點追甚鄉分稅。仰人戶鄉司主人頭知委。只如此。到限日近時。納者紛紛然。此只是一箇信而已。如或違限遭點。定斷不恕。所以人怕。時舉。植錄同

校注：1 云作曰。2 植錄同三字無。

「令ヲ慢ニシテ期ヲ致ス、之ヲ賊ト謂フ」の話をされたついでにいわれた、「むかし、同安縣で主簿をやっていたころ、税を徴收する時はいつもの、かならず期日のまえに告示した。一幅の紙を三つに斷つて小さな貼り紙をつくり、到るところに貼りめぐらして、『本廳ではいつ何日をえらび、なにがし郷の税を徴收する』と書き、人戸・郷司・戸籍筆頭人に周知させた。そういうふうにするだけで、期限が近づくころになると、納税者がばらばらおしかけた。これはほかならぬ、信（言行一致）による。もし期限にたがえて呼出しをくえば、かならず處斷して容赦しなかったから、

人びとはこわがったのである。潘時舉。潘植の記録も同じ。

〔慢令云々〕『論語』堯曰篇のことば。「命令を、いい加減に、實行の意志もなく出しておきながら、期限を切る。それが賊。」（中國古典選『論語』吉川譯）

〔點追〕指名して取りたてる。「追」は追斷・追賠のような用法では、すべてあとから行なう處置（いわゆる追加の意味はない）にいうが、この構成では、催促する意であらう。
〔一幅紙〕一幅といえ、その巾と長さがきまっていたのであらうが、未詳。

〔裁〕横に斷つこと。縦に斷つのは「裁」。

〔鄉分〕「鄉」は縣の下の方劃、その下が里または都。

〔鄉司〕鄉書手をさす。一郷の稅籍の作成を擔當する職役。參照：宮崎市定「宋代州縣制度の由來とその特色」（『アジア史研究』第四、七四ページ收）

〔主人頭〕未詳。戶籍の筆頭人をさすか。

〔紛紛然〕多數のものが雜然と行動するさま。「ばらばら」より「どかどか」と譯したほうがよいかもしれない。

〔遺點〕呼び出しにあう。

(3)問。奏狀還借用縣印否。曰。豈惟縣印。縣尉印亦可借。

蓋是專達與給納官司。及有兵刑處。朝廷皆給印。今之官司。合用印處。緣兵火散失。多用舊印。要去朝廷請印。又須要錢。所以官司且只苟簡過了。某在同安作簿。去州請印。當時有簡指揮使并一道家印。緣胥吏得錢方給。某戲

謂。要做簡軍員與道士。亦不能。又見崇安縣丞應用淮西漕使印。人傑

校注：1能下有得字。2廳字無。

問、「主簿の」上奏文にはやはり知縣の印を借用していたのですか。」

「知縣の印だけでなく、縣尉の印だって借りてよい。行政や財政關係の官廳、それから軍事・刑事に關する特殊權限をもつ官廳のあるところには、みな中央政府が印を支給しているからだ。いまの官廳で、印を使うべきところでは、戦火で散失したために、たいてい中古の印（おろ）を使っている。もし中央に印を請求すればするで金（わいろ）がいる。だから官廳では、とりあえずいいかげんなことですませているんだ。わたしが同安縣で主簿をやっていたころ、州廳へ行つて印を請求した。そのころあったのは、指揮使と道家の印が一つずつ。胥吏は金をもらわぬことには給付してくれんで、わたしは冗談をいった、『兵隊や道士になりにくても、なれないね。』

また、崇安縣丞の役所で（淮西漕使）の印を使っているのを見た。」萬人傑

〔還〕（そのころも）まだといったニュアンスをもつ。

〔縣印〕 知縣名儀の印であらう。

〔縣尉〕 縣の警察署長。

〔專達〕 獨斷で決裁する。「周禮」天官・小宰に「大事則從其

長。小事則專達」とみえる。「達」は「決」の意のほかに、

專決の結果を天子に報告する解もあるが、いま採らない。

ここは、地方の行政事務についていうか。

〔給納〕 財政事務（税糧を含む）を扱うこと。

〔有兵刑處〕 兵・刑部門をもち、軍隊を動かし刑法を行なう

官廳。

〔去州〕 「去」は場所・方向を示す前置詞ともみられる。

〔指揮使〕 正規軍の司令官。

〔崇安縣丞〕 「崇安」は福建路建寧府に屬する縣で、福建省北

端にある。後に朱子が定住する。「丞」は縣の副知事。

〔漕使〕 すなわち轉運使。路の人事行政をつかさどる長官。

(4) 初任同安主簿。縣牒委補試。喚吏人問例。云。預榜曉

示。令其具檢頗多。卽諭以不要如此。只用一幅紙寫數榜。

但云。縣學某月某日補試。各請知悉。臨期吏覆云。例當展

日。又諭以斷不展日。過

校注：此條抄本闕。以刊本補。

同安縣主簿に就任したばかりのところ、縣の指令で試験を委任された。胥吏をよんで慣例をたずねたところ、「あら

はじめ揭示を出して周知させ、かれらにしっかりと點檢の準備をさせます」という。さっそく、そんなやりかたはいけないとさとし、一幅の紙でこさえた貼り紙數枚に、「縣學では何月何日に試験を実施する。各自承知されたし」と書くだけにさせた。期日まぎわに、胥吏がふたたび申し出て、「慣例では日のべすることになっております」という。またも、斷じて日のべはしないとさとした。王過

〔牒委〕 「牒」は文書形式の一種。牒形式の指令をうけて委任される。

〔補試〕 ここは縣學の試験をいう。「補試」とあっても、いわゆる追試験のことではない。つまり、全員が卒業して入れ替るわけでないから、ふつうの試験にいつも「補試」という。なお、文集卷七四に「補試榜諭」がある。

〔例〕 慣例、あるいは規定。

〔具檢〕 未詳。受験のための書類を用意したり、出頭して點檢したりすることか。

〔覆〕 同じ一件について報告する。復命をもさす。

〔展日〕 日のべする。

知南康

江南東路に屬する南康軍（江西省鄱陽湖の西岸に、現在も同

じ名でよぶ都市がある」の長官である。「軍」も州郡クラス
の行政區劃である。朱子が辭令をうけたのは淳熙五年（一
一七八）の八月である。かれは再三辭退するとともに、い
わゆる祠祿の職（道觀の管長にあたる）に就任することを願
い出た。しかし、かれの請願はゆるされず、結局、翌六年
三月末に赴任、淳熙八年（一一八二）閏三月まで在職した。
朱子の五十歳より五十二歳に至る二年間である。在任中
は管下にあい次いで早魃が發生し、その對策に腐心した。
文集（卷一六）にはこの期の陳情書が少なからず殘存して
いる。また、かの有名な白鹿洞書院を復舊したのも、こ
の期のことである。

(5)問。今之神祠。無義理者極多。若當官處。於無義理之神
祠。雖是勅額。凡祈禱之類。不往可否。曰。某當官所至。
須理會一番。如儀案所具。合祈禱神示。有無義理者。使人
可也。人傑

校注：1無上有極字。

問。「ただ今の神社で、正當ないわれのないものがばか
に多いございます。もし地方長官をつとめております場

合、正當ないわれのない神社には、たとえ勅額のもので
も、祈願の行事などに行かぬほうがいいでしょうね。」

「わたしが地方長官として行ったところでは、かならず
一分別したものだ。もし（その神社が）儀案に登録されて
おれば、神のお告げを祈願するべきで、正當ないわれのな
いものがあれば、使者を立てるのがよい。」萬人傑

〔義理〕正當ないわれ。それがいいとは、邪神淫祠などをさす
だろう。

〔不往可否〕「否」は「麼」の如く解するがよからう。麼も否
定語が句末の助字化したものである。

〔理會〕しまつする・分別する。宋・元期のこの語の用法はか
なり幅がひろい。

〔儀案〕府州の祭祠關係の部局で、中央の禮部にあたる。『宋
史』卷一六六・職官六・臨安府の條に「領縣九。分士・
戶・儀・兵・刑・工六案」とみえる。

(6)與陳尉說治盜事。因曰。凡事須子細體察。思量到人所思
量不到處。防備到人所防備不到處。方得無事。又曰。凡事
須是小心貪畏。若恁地驕心。駕去不得。又曰。某嘗作郡
來。每見有賊發。則惕然皇恐。便思自家是長民之官。所以
致此是何由。遂百種爲收捉。捉得便自歡喜。不捉得則終夜
皇恐。賀孫

校注：1 種誤作鍾。

陳縣尉と盜賊取締まりの話をされ、そのついでにいわれた、「なに事も綿密に調査して、人が考えつかんところまで考え、人が防ぎきれんところまで防いでおかないと、事故なしというわけには参らぬ。」

またいわれた、「なに事もかならず注意ぶかく慎重であるべきだ。もしれいのとおりぞんざいにしておくと、抑えをきかしてゆけない。」

またいわれた、「わたしはかつて知州をつとめた。いつも盜賊が発生すると、おののく思いで、じぶんが人民の上に立つ長官であり、こんな事態をもたしたのはどうしてかと考え、かくて八方手を盡くして逮捕かたをはかる。つかまるとうれしがり、つかまらぬと、夜ついで恐れおののいたものだ。」葉賀孫

〔思量不到〕「動詞＋不到」の形はつねに不可能の意をとまなう。現代語も同じ。

〔小心〕注意する、細心なこと。

〔關心〕ぞんざいな。「小心」の反對で、どちらも現代語に活きている。

〔駕去不得〕「駕」は制御する意。「去」は時間的用法（抑え

てゆく）。

〔作郡來〕「來」は過去のテンスを示す助字。現代語で近い過去を示す「來着」はそのなごりである。

〔自家〕現代語の「自己」、または一人稱代名詞。

〔收捉〕逮捕する。

(7) 馬子嚴莊甫見先生。言近有人作假書請托公事者。先生曰。收假書而不見下書之人。非善處事者。舊見吳提刑達公路當官。凡下書者。須令當廳投下。却將書於背處觀之。觀畢。方發付其人。令等回書。前輩處事。詳密如此。又某當官時。有人將書來者。亦有法以待之。須是留其人喫湯。當面拆書。若無他。方令其去。

校注：1 喫誤作契。2 他誤作也。

馬子嚴莊甫が先生に會うていった、「ちかごろ、にせの手紙を書いて訴訟事件を頼みこむものがおります。」

先生がいわれた、「にせの手紙を受取りながら、とだけたものに會わないのは、ものごとの處理がまずい人間だ。

むかし、提點刑獄の吳達公路どのが地方長官をしていたころ、手紙をとどけるものはみなかならず公廷でさし出させ、それからかげでその手紙を読み、読み終えてからはじめてその人に應對して、返事を待たせる。先輩の人たちの

處理は、こんなに念いりだった。

また、わたしも地方長官をしていたころ、手紙を持参するものがあると、あるやり方であしらった。かならずその人を歸らせずにおいて湯茶をのませ、眼のまえて封をひらく。もしかかったことがなければ、そこではじめて立ち去らせた。」萬人傑

〔馬子嚴莊甫〕莊甫はあざな。ただしこの人物は未詳。

〔假書〕「假」は眞の反對、にせ。

〔公事〕訴訟事件をいう。

〔下書〕手紙をとどける。

〔吳提刑達公路〕達が名で公路はあざな。『南宋制撫年表』二

六に「紹興二〇年（一一五〇）、吳達由左朝奉大夫知廬州」とみえる。「提刑」は提點刑獄。

〔背處〕人かげ・人のいないところ。

〔發付〕あしらう。

(8)因說鄭惠叔愛惜官錢云。某見人將官錢胡使。爲之痛心。兩爲守。皆承弊政之後。其所用官錢。並無分明。凡所送遺。並無定例。但隨意所向爲厚薄。問胥輩。皆云。有時這般。官員過往。或十千或五千。後番或是這樣。又全不送白休了。某遂云。如此不得。朝廷有箇公庫在這裏。若過往官員。當隨其高下多少與之。乃是公道。豈可把爲自家私恩。

於是立爲定例。看是甚麼官員過此。使用甚麼例送與之。却得公溥。後來至於凡入廣諸小官。如簿尉之屬。箇箇有五千之助。覺得意思儘好。賀孫

校注：1問誤作闊。2是字無。

鄭惠叔（僑）が公金を大切にするという話をされたついでに、いわれた、「わたしは人が公金をでたらめに使うのを見ると、そのことに胸をいためたものだ。知州を二度つとめ、どちらも悪政のあとをうけ継いだ。かれらが使用した公金は、まるでつきりしとらんのだ。送りものに使う金という金には、ぜんぜん規定がなく、ただきもちの向き加減で多寡がきめられていた。胥吏たちにたずねると、みんないう、『時にはこんなふうにやりました。官人が通過されます際は、十貫だったり五貫だったりというわけで、後にはそういうふうにもしたり、ぜんぜん送らずにすませたこともあります。』そこでわたしはいった、『そんなことではいかん。朝廷にはちゃんと公使庫というものがあるのだ。通過する官人の場合には、その人の身分の高下に應じて、それ相應の金額をあたえる、それが公平というものだ。それで自分の私恩を賣るなんてとんでもないことだ。』

そこで規定をつくり、どんな官人がここを通ろうと、その身分に應じた規定で送ることにして、なかなか公正にやれた。

その後、廣東入りする下級官員たち、たとえば主簿・縣尉クラスのものにまで、それぞれ五貫の手當を出し、とてもぐあいがいいように思われた。」

〔鄭惠叔〕惠叔は鄭僑のあざな。汪應辰（玉山、一一一八—一七六）の門弟。『宋元學案』四六にみえる。

〔胡使〕「胡」はでたらめ、「胡亂」「胡塗」の胡。

〔官員過往〕通過する官人に送られた遠行手當をさす。州にのみ公使錢（公用錢ともいう）の定額が割りあてられて、大官の接待費などもそれでまかなわれた。参照：佐伯富「宋代の公使錢について」（『東洋學報』四七の一・二號）なお、公使錢はしばしば出版にも使われた。

〔十千・五千〕千は千錢、すなわち一貫。

〔後番〕のちの時、俗語。

〔白休了〕「白」は文言の「徒・空」。「休了」は現代語の「罷了」、そのままですます意。

〔不得〕いけない。現代語の「不行」の意に近い。

〔公庫〕公使錢を保管する倉庫、すなわち公使庫をいう。

〔在這裏〕語類に特徴的な表現で、上にのべる動作・状態の確實さを強調する。ここ乃至この土地にということではな

い。卷二一五「爲學之道。如人耕種一般。先須辦了一片地在這裏了。方可在上耕種。」（學問のやり方は、人が耕作するのと同じだ。まずちゃんと一つの土地をととのえておかないと、そのうえで耕作するというわけにゆかん）。卷一七「若把這些子道理。只管守定在這裏。則相似山林苦行一般。便都無事可做了。」（もしこれらの道理にじつとかじりついてばかりいると、山林の苦行みたいで、なにもやれなくなる）。

〔公道〕公平。現代語も同じ。

〔看是甚麼官員過此。便用甚麼例送與之〕上下の疑問詞「甚麼」は呼應して、同じものをさすこと、現代白話の語法のとおりである。なお、ここでは確認できないが、「看（是）」の下に疑問詞がおかれると、「不管」（……であろうと）の意をもつようにおもわれる。このことについては、後條で詳しくふれる。

〔意思儘好〕とてもきもち（ぐあい）がいい。「儘」は現代語の「很」より強い。語類に特徴的な助字である。

(9) 因論常平倉曰。某自典二州。知常平之弊如此。更不敢理會着。南康自有五六萬石。漳州亦六七萬石。盡是浮埃空殼。如何敢挑動。這一件事。不知做甚麼合殺。某在浙東。嘗奏云。常平倉與省倉。不可相連。須是東西置立。令兩倉相去遠。方可。每常官吏檢點省倉。則掛省倉某號牌子。檢

點常平倉。則掛常平倉牌子。只是一箇倉。互相遮瞞。今所在常平倉。都教司法管。此最不是。少間太守要侵支使¹。司法如何敢拗他。通判雖管常平。而其職實管於司法。又所在通判。大率避嫌。不敢與知州爭事。韓文公所謂例以嫌不可否事者也。且如經總制錢牙契錢倍契錢之類。盡被知州瞞朝廷奪去。更不敢爭。側

校注：1使二字無。

常平倉のことを議論したおりにいわれた、「わたし自身が、二つの州の知事をつとめたから、常平倉の弊害がそうだとすることは心得とる。もはや手がつけれまいな。南康にはちゃんと五、六萬石があり、漳州にも六、七萬石、それがすっかりくずみよさばかりで、とてももち出せるものではないのだ。こいつはどうして始末したものやら。

わたしは浙東にいたころ、上奏したことがある。『常平倉と省庫とはくっつけておいてはいけません。東西に分けて設け、二つの倉庫の距離をはなしておかぬといけません。

いつも官吏が省倉を點檢しますときには、省倉何號という看板をかけ、常平倉を點檢しますときには、常平倉の看板をかけ、同じ一つの倉を相互にごまかしております。』

いま、どこの常平倉も司法參軍に管理させており、これがなによりいけないのだ。やがて、太守が手をつけて使いこもうとするとき、たかが司法の身にどうして逆らうわけにゆく。通判は常平倉を管理してるが、その職務は、實際は司法參軍の管轄下にある。それに、各地の通判はいろ眼で見られるのを避け、知州に異をたてることをようせん。韓文公（韓愈）のいう。例トシテ嫌ヲ以テ事ヲ可否セズ^{まされ}だよ。たとえば、經總制錢・牙契錢・倍契錢のたぐいは、中央廳の眼をかすめてぜんぶ知州にふんだくられても、ぜんぜん抗らうわけにゆかんのだ。」沈側

〔常平倉〕米穀を調節するために設けた倉庫。だが、そのために種々の弊害が生じた。それが下文の「常平之弊」である。

〔漳州〕福建路に屬する州。現在の龍溪を中心とする。

〔理會着〕「着」は語助。（かまい）つける意。

〔浮埃空殼〕ごみくずやみよさ。

〔挑動〕「挑」は天秤棒でかつぐこと、ここは使用するために倉庫より運び出す意。

〔合殺〕しまつする。類似の語に「收殺」があり、ともに語錄類に特徴的な俗語。

〔某在浙東〕朱子はこの南康軍長官にひきつづいて、「提舉兩

浙東路常平茶鹽公事」の職を拜命し、淳熙八年（一一八一）八月より翌年九月まで浙江省紹興にあった。

〔省庫〕税糧を納めておく尙書省戸部所管の倉庫。

〔須（是）……方可〕ぜひ……しなければいけない。『朱子語類』に慣用の句法。「方」は「始」、「可」は「得」にもつくる。

〔牌子〕名ふた・看板。

〔司法〕司法參軍の略。

〔少間〕しばらくして、まもなく（俗語）。

〔侵支使〕「侵使」「侵支」としても用いる。不正の使いこみをいう。

〔例以嫌不可否事〕唐・韓愈の「藍田縣丞廳壁記」にみえる——丞之職所以貳令。於一邑無所不當。問其下主簿尉。主簿尉乃有分職。丞位高而偏。例以嫌不可否事。末句の意は、「あらぬ疑いをさけて事の可否を斷定しないのが通例である。」

〔且如〕たとえば。語録類に習用される俗語。

〔經總制錢〕發生や内容種目に差違があるので、いちおう經制錢・總制錢と區別されるが、ほぼ相似た性格の割増し徴收の間接税。參看：曾我部靜雄『宋代財政史』四七・四八ページ。

〔牙契錢〕不動産賣買の契約にかけられる國稅。いわゆる契稅である。

〔倍契錢〕期限までに契稅を納付しないものに、さらに期限を設けて納付させる倍額の課稅をいう。參照：久富壽「南宋の財政と經總制錢」（『北大史學』第九號收）。要するに、

ここに列擧されたものは、歳入として國庫に納入されるべきものである。

(10) 郭兄言。本朝之守令極善。先生曰。却無前代尾大不掉之患。即是州縣無權。卒有變故。更支撐不住。個因舉祖宗官制沿革中說。祖宗時。州郡禁兵額極多。又有諸名色錢。可以贍養。及至王介甫作相。凡州郡之兵財。盡刮刷歸朝廷。而州郡益虛。所以後來大亂。天下瓦解。由州郡無兵無財而然也。先生曰。只祖宗時。州郡已自輕了。如仁宗朝。京西群盜橫行。破州屠縣。更無如之何。有某賊圍京西。某州太守無力拒之。太守姓晁。忘其名。遂斂金帛。路之使去。後來朝廷聞之。富鄭公大怒。欲誅太守云。豈有任千里之寄。不能拒賊。而反賂之者。范文正公爭之曰。不可。州郡無兵無財。他將何捍拒。今他能權宜應變。姑可以全一城之生靈。則亦可矣。豈可反罪之也。然則彼時州郡已如此虛弱了。如何盡推得介甫。介甫只是刮刷太甚。凡州郡禁兵。闕額盡令勿補填。且如一州有千人禁軍額。闕五百人。則本郡不得招填。每歲椿留五百名之衣糧并二季衣賜之物。令轉運使掌之。而盡歸於朝廷。如此賺得錢。不可勝計。陳文公。記得先生說。教提刑掌之歸朝廷。名曰封樁缺額禁軍錢。又云。也怪

不得。州郡欲添兵。誠無糧食給之。其勢多招不得。某守南康。舊有千人禁軍額。某到之時³⁴。纔有二百人而已。然歲已自闕供給。本軍每年有租米四萬六千石。以三萬九千來上供。所餘者止七千石。僅能贍得三月之糧。三月之外使用別擘畫措置。如斛面加量之屬又盡。則預於民間借支。方借之時。早穀方熟。不得已出榜。令民先將早米來納。亦謂之利米。俟冬則折除其租米。亦當大米之數。如此猶贍不給。壽皇數數有旨揮下來。必欲招滿千人之額。某申去云。不難於招。只是無討糧食處。又行下云。便不及千人。亦須招填五百人。雖聖旨如此。然終無得錢糧處。只得如此挨過日子而已。想得自初千人之額。自來不曾及數。蓋州郡只有許多米。他無來處。何以贍給之。然上供外。所餘七千石。州郡亦不得用。轉運使每歲行文字下來約束。只教稽留在本州。不得侵支。顆粒那裏有。年年侵使了。每監司使公吏下來檢視。州郡又厚賂遺之。使之去³⁵。全無顆粒。怪不得。若更不得支此米。何從得贍軍。然亦只贍得兩三月。何況都無。非天雨鬼輸。何從得來。某在彼時。顏魯子・王齊賢屢行文字下來。令不得動。某報去云。累任³⁷即無顆粒見在。雖上司約束分明。奈歲用支使何。今來上司不若爲之豁除其數。若守此

虛名而無實。徒爲胥吏輩賂賄之地。又況州郡每歲靠此米支遣。決不能如約束。何似罷之。更不聽。督責愈急。顏魯子又推王齊賢。王齊賢又推顏魯子。及王齊賢去。顏依舊行下約束。却被某不能管得。只認他支使了。若以爲罪。則前後之爲守者。皆一樣。又何從根究。其勢不奈何。只得如此處。卓

校注：此條見卷一〇八論治道第一九條。1郭兄作或。2本朝作今。3極作亦。4善下有雙行注云「卓錄起此作郭兄問」。5先生二字無。6卽作只。7無權作太輕。下有雙行注云「卓錄作無權」。8兵下有之字。9諸下有殺字。10至字無。11之字無。12盡刮刷作皆括二字。13郡作縣。14大亂作之變。15而然作故。16先生二字無。17更字無。18有某賊云々二十七字作「淮南盜王倫破高郵郡守晁仲約以郡無兵財遂開門犒之」。下有雙行注云「卓錄作歛金帛賂之」。19後來朝廷聞之六字無。20公下有聞之二字。21太守云作守臣曰。22者字無。23不可二字無。24他作俾之。25他作守臣。26姑可二字無。27則字無。28罪之也作以爲罪耶。29推作責。30甫下有雙行注云「偶○卓錄今附于下」。31噉作煞。32丈誤作文。33缺誤作鉄。34之字無。35旨作指。36之字無。37任作政。38他字無。

郭兄(郭友仁)がいった、「わが宋朝の守・令(州・縣の知事)はとてもおとなしいですね。」

先生がいわれた、「前代のように、尻尾でつかちで體の自由がきかぬ」という缺陷がないからね。つまり、州・縣には權力がなくて、急に異變が起きると、まるで支えきれんのだ。」

そこで、沈儔がわが朝皇祖皇宗の官制の沿革をあげ、そのなかでこういった、「皇祖皇宗のころは、州郡の正規軍の定員はずいぶん多かったし、それに、いろんな名目の財源があつて、かれらをまかなうことができました。王介甫（安石）が宰相になりますと、州郡という州郡の兵力と財源がすっかり削られて中央政府のものになり、州郡はますます弱體化し、ですから、そのあとで大混亂になり、天下が瓦解しましたのは、州郡に兵力もなければ財源もないので、そうなったのです。」

先生がいわれた、「歴代皇帝のころからして、州郡は微力になっていったのだ。たとえば仁宗朝のころ、京西路に群盜が横行し、州・縣はどんどん陥落して、まるで手のつけようもなかった。ある匪賊が京西地區を包圍したとき、ある州の太守は防ぎ止める力がないもんだから、太守の姓は晁、その名まへは忘れた。金品をあつめ、やつにつかませて

立ち去らせた。のちにそのことが中央政府の耳にはいった。富鄭公（弼）はたいそう腹を立て、その太守を處刑しようとしていった、『かりにも千里の地に長官たる重任を託されながら、賊を防ぎ止めることができず、かえって賄賂を送るやつなんてあるもんか。』

范文正公（仲淹）がそれに異論をとなえた、『そりゃいいかん。州郡には兵力がなく財源もない。かれはなにで防げばいいのだい。いま、かれはかりの手を打って異常事態に對處し、ともかくも全城内の人民を救ったのだから、それでいいのさ。それをあべこべに處罰していいもんかね。』

そうだとすると、當時から州郡はひどく虚弱化していたのだ。なにかも王介甫のせいにしていいもんじゃない。王介甫はけずりかたがひどすぎたというだけで、州郡という州郡の正規軍の缺員は、ぜんぶ補填させんようにした。たとえば、一つの州に定員千人の正規軍があり、五百人の缺員が出て、その郡では徵募して補填することができない。毎年五百人分の衣料・食糧および春夏秋冬の御下賜衣料をわりつけ保留させ、轉運使に扱わせてぜんぶ中央政府のものにさせた。こうして浮かせた多額の金は、數えきれん

ほどだ。」陳丈(陳淳)がいった、「たしか先生はこういわれた、提點刑獄に扱わせて中央政府のものにさせ、その金を封樁缺額祭軍錢と名づけたと」。

またいわれた、「むりもないよ、州郡は兵力を増強したくても、支給すべき食糧がないんだから、しぜん、たいいていの場合が募集できない。わたしは南康の知事をつとめた。かつては正規軍の定員が千人あったが、わたしが就任したときはやっと二百人ぼちだった。ところが、年年の收穫からして供給には足りない。南康軍には毎年、年貢米が四萬六千石、そのうちの三萬九千石を中央政府に供納し、残りはずか七千石、やっと三月の食糧しかまかなえず、三月からさきは別の處置を講ずる。もし、實際の枓目より餘分に徴收していた分も底をつく、民間から借りて支給する。借用するところはちやうど早場米が實っており、やむをえず布令を出して、民に前納で早場米をおさめさせ、やはりそれを〈利米〉といい、冬になってからかれらの供出米から差っ引き、まともな米のあつかいをした。こんなふうにやっても、なおまかないかねたのだ。

壽皇(孝宗)がたびたび指令を出されて、千人の定員を

ぜひ滿たそうとされるので、わたしは『徵募に困難はありません。ただ食糧を入手する手がないのです』と上申したが、また指令が出された、『たとえ千人に達しなくても、ぜひと五百人を募集して補填せねばならない。』大御心がよしんばそうであっても、結局、金錢と食糧を入手する手がなく、れの調子で日を送るほかなかったのである。

おもえば當初の千人の定員からして、一ども數に達したことがなかった。州郡には大量の米があるというだけで、それのもつて來ようがなく、まかなえるわけがない。ところが中央政府への供納分を除いた残りの七千石だって、州郡には使わせてもらえん。轉運使から毎年文書が來てそれをおさえ、その州に保留させておくだけで、使いこめぬようにしてある。(だけど)現物なんかあるわけがなく、毎年毎年使いこんで、監督官廳が公吏を檢分によこすと、州郡ではまたしてもたつぷり賄賂を使つて歸らせる。現物はすっかりない。むりもないさ、この米が支給してもらえなかったら、軍隊をまかなうにもよしなわけだ。そんなにしても(使いこんで軍隊に支給しても)二、三か月しかまかなえないし、まして全くないんだからね。天が降らすか幽靈が運んで

もくれんかぎり、手に入れようがないのだ。

わたしがむこうにいたころ、顔魯子(度)・王齊賢(師愈)が頻りに文書をよこして、手をつけてはならんといった。わたしは報告していった、『代代の知事の中から米は残っていません。たとえ、上司が取締まってきたりさせようとしても、年間の財用の支給分はどうしようもありません。ただ今から、上司はその數量分を除外してください。たはうがよろしい。もしこんなふうに虚名を守って實がないなら、胥吏どもの收賄の場になります。まして州郡では毎年この米のおかげで支給がやれているのです。取締まりどおりには絶対にやれないのですから、やめたほうがよろしい。』だが、てんできいてくれず、責任追求はいよいよきびしくなる。顔魯子は顔魯子で王齊賢のせいにするし、王齊賢は王齊賢で顔魯子のせいにする。王齊賢が去ると、顔はあいかわらず取締まりかたの文書をよこしたが、わたしに管理しかねるといわれて、使用を認めるほかない状態だった。もしそれで處罰するとあれば、前後の知州をつとめたものはみな同じで、糾明のしようもない。行きがかり上どうにもならず、あいかわらずでやるほかなかったのだ。」

黄卓

〔郭兄〕郭友仁、あざなは徳元。朱子の門人、慶元四年(一一九八)分の語類の記録者。

〔極善〕「善」はおとなしいといった語感であらう。

〔尾大不掉〕下位に在るものが強大で、上位にあるものに制御できない喩え。『左傳』昭公十一年の條に出る成句。

〔支撐不在〕「支撐」はささえる、がんばる。「不住」がつくと、それがしかとできぬ意。

〔憫〕沈憫、あざなは莊仲。朱子の門人、慶元四年(一一九八)以後分の語類の記録者。

〔禁軍〕正規軍をいう。

〔名色〕名目・名儀。

〔刮刷〕削減する。

〔已自〕すでに・からして。「自」はほとんど二音節化するために附加される。

〔京西〕京西路、河南省の洛陽以南、陝西・湖北兩省の一部にもまたがる。

〔太守姓晁云々〕『鶴林玉露』卷五「規盜張海過高郵軍。晁仲約令百姓犒以牛酒。海悅。竟去不爲暴。事聞。富鄭公欲誅仲約。范文正曰。祖宗以來。未嘗輕殺臣下。此盛德事。奈何輕敗壞。他日主上手滑。吾輩未敢自保也。富公不以爲然。」

〔推得〕人のせいにする。罪をおしつける。

〔本郡〕該郡。本は「その」の意。

〔稽留〕保留する・抑留する。〔稽〕は俗語では「わりつける」意である。

〔二季衣賜之物〕「二季」とは春・冬。『宋會要』職官五七に「凡春冬以衣賜」とあり、そこには各種の官人に賜わる衣料の品種を列挙している。

〔懲〕箠に同じ。甚・太の意(俗語)。二音節化すると「忒箠」。〔陳文〕朱子の高弟陳淳をさすらしい。「文」は友人の年長者に對して用い、「兄」より重い。

〔提刑掌之〕本文の記録では轉運使、すなわち民政官の所管であるのに、こちらでは提點刑獄、すなわち刑政官の所管だという、相違點を示す。

〔封稽〕おさえて手がつけれぬようにする。

〔怪不得〕もつともだ・むりもない。現代語も同じ。

〔上供〕中央政府に供納する。

〔聲畫〕處置する。〔擺割〕「削割」などにもつくる(俗語)。

〔斛面加量之物〕よくわからぬが、租米(年貢米、税として納める供出米)を量るとき、斛を大きくしたり、押えつけたりして餘分に徴收された分をさすか。

〔早穀・早米〕早場米。占城稻(チャンパ米)とよび、粒が小さくて租米からはずされる。

〔利米〕特典米というほどの意か。この術語は他の文獻にみえぬそうである。

〔折除〕早米を租米に認めて、前貸し分を除くこと。「折」は換算する、異質のもので入れあわせる意。

〔大米〕肥沃な田地でとれる粒の大きい米。租米にあてられる。これに對して早稻(秈)を「小米」という。

〔贍不給〕「贍給」(糧食をまかなう)できぬ意。

〔壽皇〕宋朝第十一代の天子・孝宗(在位一一六二—一一八九)の尊稱。

〔旨揮〕文書形式の一種。天子の指令であっても、詔勅というおもおもしろい、絶對的な權威をもつ形式ではない。

〔討〕もとめる。

〔行下〕下級官廳に文書を送ること。

〔挨過日子〕日をすごす。現代語も同じ。

〔他無來處〕「他」は上の「許多米」をうける。

〔約束〕取締まる(吏牘語)。

〔監司〕宋代の地方區劃「路」(今の省にあたる)には、長官はおかず、任務別の監督官が設けられ、それを監司という。帥司・漕司・憲司・倉司の四つがある。ここは漕司すなわち轉運使をさす。

〔天雨鬼輸〕物資(ここは米)を天が降らせたり、幽靈(鬼)が送りどける奇蹟をいう。後漢・荀悅の『前漢紀』に「財非天雨鬼輸」とみえる。

〔顏魯子〕「魯子」は顔度のあざな。江蘇省崑山の人、臨海地區の縣令を歴任して監察御史に進み、祕閣修撰におわる。

〔王齊賢〕「齊賢」は王師愈(一一二二—一九〇)のあざな、また與正ともいった。浙江省金華の人、楊時(龜山)・呂本中(東萊)の門に學び、紹興十八年(一一四八)進士になり、

崇政殿説書・荊湖北路および福建路の轉運判官を経て、浙西路提點刑獄にいたる。朱子に「中奉大夫直煥章閣王公神道碑銘」(『朱子文集』卷八九)がある。

〔今來〕この期の時間詞には「來」を伴うものが多い。たとえば舊來・向來(むかし)・昨來・近來・新來(ちかごろ)・夜來(さくや)・晚來・適來(いましがた)など。

〔餘除〕枠からはずす、取り除く。

〔支遣〕支給決済する。

〔只認他支使了〕この「他」は「知他」(現代語で下に疑問形式を伴う「不知」のごとく……かしらの意)の場合同様に指示詞的機能を失い、單に音調の關係で用いる助字。他の系統のテキストでは省いているからといって、誤りとみるはいけない。むしろ、このような助字を留める點に、抄本の古色が認められる。

(11)道夫言。察院黃公鑑。字用和。剛正。人素畏憚。其族有

縱惡馬踏人者。公治之急。其人避之惟謹。公則斬其馬足。

以謝所傷。先生曰。某南康臨罷。有躍馬於市者。踏了一小

兒將死。某時在學中。令送軍院。次日以屬知錄。晚過廢舍。

知錄云。早上所論。已拷治如法。某既而不能無疑於其說。

回至軍院。則其人冠履儼然。初未嘗經拷掠也。遂將吏人并

犯者訊。次日吏人杖背勒罷。偶一相識云。此是人家子弟。

何苦辱之。某曰。人命所係。豈可寬弛。若云子弟得躍馬踏

人。則後日將有甚於此者矣。況州郡乃朝廷行法之地。保佑

善良。抑挫豪橫。乃其職也。縱而不問。其可得耶。後某

罷。諸公相餞於白鹿。某爲極口說西銘民吾同胞物吾與也一

段。今人爲秀才者。便主張秀才。爲武官者。便主張武官。

爲子弟者。便主張子弟。其所陷溺。一至於此。賀孫聞之先

生云。因出謁回。卽取吏杖之譴樓下。方始交割。道夫。人傑錄同

而略。今附云。因說劉子澄好言家世曰。某在南康時。有一子弟。

騎馬踏損人家小兒。某訊而禁之。子澄以爲不然。某因講西銘。凡

天下疲癯殘疾。惇獨鰥寡。吾兄弟顛連而無告者也。君子之爲政。

且要主張這一等人。遂痛責之。大概人不可有偏倚處。

校注：1 於其說三字無。 2 賀孫云々二十三字。以刊本

補。

潛。

楊道夫がいった、「檢察廳の黃鏐公、あざなは用和。は剛

直なかで、かねがね人びとからけむたがられていまし

た。このひとの一族に荒馬をあばれさせて人を踏んだもの

がいました。公の取調べがきびしいので、そのおとこが逃

げかくれて謹慎していますと、公はかれの馬の足を斬っ

て、負傷者に詫びをされました。」

さかり場に馬を躍りこませたものがあり、こどもを一人踏んで瀕死のめにあわせた。そのとき學校にいたわたしは、

（犯人を）軍役所に送らせて、あくる日かれのことを知録に頼んでおいた。夜、役所に立ちよったところ、知録が『朝がたお申しつけになりました件は、ちゃんと掟どおり處罰しておきました』という。

わたしは、やがてやつの話がどうも怪しいものと思われるてならので、軍役所にもどって來ると、れいのおところは服裝がキチンとしており、ぜんぜん刑罰を受けておらん。

そこで胥吏と犯人を訊問し、あくる日、胥吏は背叩きの罰を加えて強制免職にした。

たまたま、ある知り合いがいった、『あのひとはお偉がたのぼっちゃんだよ。なにもあんなひどい恥ずかしめに遭わさなくても。』

わたしはいった、『人命に關する件に、なまぬるい處置ですませていいものかね。ぼっちゃんだと馬を躍らせて人を踏んづけてよいなら、これよりもっとひどいことが起きる。まして州郡は、朝廷が法を施行されるところで、善良なものを助け横暴なものをくじくのがそのつとめだ。やつ

らをのさばらせて不問に付す、そんなことでいいのかね。』後でわたしは罷めるとき、みなさんが白鹿洞書院で送別會を開いてくれた。わたしはみなに、〈西銘〉の『民ハ吾ガ同胞、物ハ吾ガ與ナリ』の一段をけんめいに話してきかせた。いまだきの人間は、じぶんが秀才（士人）だと秀才のみかたをし、武官だと武官のみかたをし、ぼっちゃんだとぼっちゃんのみかたをする、といった調子で、やつらの墮落ぶりはひどいものだった。』

葉賀孫が先生から聞いた話はこうである——上司に謁見して歸つて來たおり、すぐに胥吏をつれて來て物見櫓の下で杖罪に處し、そこではじめて事務の引きつぎをした。

萬人傑の記録は同じだが簡略である。いま附載しておく——劉子澄（清之）は家柄のはなしが好きだとおっしゃったおりにいわれた「わたしが南康にいたころ、あるおぼっちゃんが馬にのり、おえらがたのこどもを踏んで負傷させた。わたしは訊問のうえ牢屋に入れたが、子澄はいけないう意見である。それでわたしは〈西銘〉の『凡ソ天下ノ疲癯殘疾、憊獨寡寡ハ吾ガ兄弟ノ、願連シテ告グル無キ者ナリ』の話をした。君子が政治をやる際は、ともかくもこういう連中のみかたになって、うんと懲らしめてやるべきなのだ。だいたい、人はえこひいきがあつてはならん。』

〔道夫〕楊道夫、あざなは仲愚また仲思。朱子の門人で淳熙十

六年（一一八九）以後の分の記録者。

〔察院〕 檢察廳、御史臺の内部が臺院・殿院・察院に分かれて
いる。こゝは、檢察系統の地方官廳か。

〔黃鑑字用和〕 『宋元學案』卷二五に「提刑黃先生鑑」として
みえる。福建省浦城のひと。政和五年（一一一五）の進
士。楊時の門人で、高宗のころ監察御史から江西の提點刑
獄になる。

〔軍院〕（南康）軍の役所、いわば州廳である。

〔知録〕 知録事參軍事。州の總務局長といった職である。

〔早上〕 朝。現代語も同じ。

〔冠履儼然〕 服裝がキチンとしていて亂れがない。

〔勒罷〕 「勒」は強制する意。強制免職をいう。

〔人家子弟〕 「人家」は素封家あるいは官人をいうか。「子弟」
も子息といった丁寧な呼稱。おぼっちゃん。

〔西銘〕 張載（横渠、一〇二〇—七七）の作、二句は著名な箴
言である。朱子に「西銘解義」（一一七二年）がある。

〔秀才〕 科擧の受験生をさす。

〔主張〕 味方になる、とりはからう。元曲では「做主（張）」
という。

〔陷溺〕 墮落する。

〔出謁〕 じぶんの管轄地より出て上司に謁見すること。

〔譙樓〕 城門上の物見櫓。

〔交割〕 事務の引継ぎをする（吏讀語）。がんらい「わたす」
意の俗語（雙聲語）。

〔劉子澄〕 朱子の友人劉清之（一一三四—九〇）、子澄はその

あざな。『宋元學案』卷五九に「知州劉靜春先生清之」と

してみえる。江西省臨江の人で、紹興年間の進士、光宗の

ころ袁州知事になり五十七歳で死ぬ（『宋史』卷四三七）。

朱子には、かれに與えた手紙十九通のほか、「書劉子澄所
編曾子後」（卷八一）、「祭劉子澄文」（卷八七）がある。

〔這一等人〕 この一類の人。宋元期に特徴的な表現である。

⑧某在南康軍時。民有訟坐家逃移者。是身只在家。而託言
逃移不納稅。又有訟望郷復業者。是身不回郷。而寄狀管業
也。淳

校注：1軍字無。

わたしが南康軍にいたころ、人民に「家ニ坐シテ逃移セ
ル」ものを告訴した人がいた。つまり、わが身はじつと
家にいながら、他郷に逃亡したことにして税を納めないの
だ。また、「郷ヲ望ンデ業ヲ復スル」ものを告訴した人が
いた。つまり、わが身は郷里に歸らないで、書面を送って
財産を管理してもらっていたのだ。陳淳

〔業〕 財産。産業ともいう。

⑨因説賑濟曰。平居須是修陂塘。始得。到得早了。賑濟委
無良策。然下手得早。亦得便宜。在南康時。才見早。便刻

刷錢物庫中。得三萬來貫。準擬糶米。添支官兵。却去上供。鈔內借三萬貫。糶米賑糶。早時糶得。却糶錢還官中解發。是以不闕事。舊來截住客船。糶三分米。至於客船不來。某

見官中及上戸自有米。遂出榜放客船米自便。不糶客船米。

又且米價不甚貴。又曰。悔一件事。南康然有常平米。是庚寅辛卯年大旱時。糶米價甚貴。在法不得減元價。遂不曾糶。當時只好糶了。上章待罪。且得爲更新米一番。亦緣當時自有米。所以不動此米。久之爲南康官吏之害。璘

校注：此條抄本闕。以刊本補。

災害救援の話のついでにいわれた、「つね日ごろから溜め池を修築しておかんとだめだ。いざ旱魃になつては、救済しようにも良策なんてまったくない。だけど、手を打つのが早ければ、うまいことをする。南康にいたころ、旱魃とみるなり、錢物庫のなかを總ざらえて、三萬貫そこそこが手に入った。それで米を買い入れて官兵に支給するつもりだったが、上供錢の中から三萬貫を借り、米を買いつけて救済用に賣り出した。早い時期に米の買付けがやれ、それから米を賣った金はおかみ（上供錢）に返還して送り出し、かくて支障はなかった。

むかしは、客船（移動商人の船）の通行をさえぎつて、持ち米の三割を買い入れ、客船が来ないようなことになった。わたしは官廳方面や上戸にちゃんと米があるのを見ていたので、布令を出して客船の米はかれらのいいようにさせ、客船の米を買い入れないことにし、しかも米の価格はそう高くはならなかった。」

またいわれた、「一つ後悔していることがある。南康には常平米がうんとあつた。乾道六・七年（一一七〇・七一）の大旱魃のときに、買付け米の價格がずいぶん高く、規定では買付けたときの原價を割つてはいけないので、ぜんぜん賣り出さなかつた。その（わたしの）ときはしかたなく（原價を割つて）賣り、上奏文を書いておかみの處罰を待ち、とりあえず新米の入れ替えをひとおりすませた。それでも當時はちゃんと米があつたので、この米（新米か）には手をつけなかつた。よほどしてそれが南康官吏の不正事件をもたらしただのである」。膝璘

〔平居〕平生、ふだん。

〔須……始得〕既出の「須……方可」と同じ表現。

〔委無〕まったく……ない。

〔得便宜〕うまいことする、得をする。その反対は「落便宜」

「失便宜」。

〔才〕……便……するなりすぐ……するや否や。

〔剗削〕總ざらえる（吏牘語）。

〔準擬〕……しようとする、心づもりする。

〔去〕在に同じ。

〔解發〕護送する。

〔舊來〕むかし（⑩の注参照）。

〔截住〕さえぎる。

〔上戸〕多額納税者。したがって富裕の民。

〔只好〕……するはかない、しかたなく……する。現代語も同じ。

〔南康官吏之害〕未詳。

⑭法。鄴縣有事於鄴州。只是牒上。今却小郡與鄴大郡。便申狀。非是。蓋雖是大郡。却都只是列郡。只合使牒。某在南康時。吏人欲申隆興又建康。除了安撫。亦只是列郡。某都是使牒。吏初皇懼。某與之云。有法不妨。只如此去。揚

校注：此條抄本闕。以刊本補。

法の規定では、隣りの縣が隣りの州に用件があるとき（に送る文書）は、「牒上」形式でよい。いま、小さな郡（州、以下同じ）が隣りの大きな郡に對して「申」形式の書狀を使っているのはまちがいだ。あいてが大きな郡であらうと、どちらも同じ郡なんだから、「牒」の形式を使うべ

きである。

わたしが南康にいたとき、胥吏が隆興府や建康府に對して「申」の形式を採用しようとした。安撫使のところならともかく、どちらも郡なんだから、わたしはみな「牒」の形式を使った。胥吏がはじめはびくつくので、わたしはいつてやった、「法規があるんだからかまわん。そういうふうになつてゆくんだ。」包揚

〔鄴縣〕嚴密に言えば「鄴」字は不要。「鄴州」に對していったまでで、會話の場合にありがちなことである。

〔牒上〕文書形式の一つ。

〔申狀〕「狀ヲ申スル」、「申」も文書形式の一つ、上級官廳にさし出す場合に用いる。

〔隆興〕江南西路に屬し、今の江西省南昌を中心とする府。

〔建康〕江南東路に屬し、今の南京を中心とする府。江寧府と

よばれた時期（建炎三年まで）もある。

〔安撫〕經略安撫使（いわゆる帥司、路の軍事を掌る）。安撫司のおかれる郡（州）は格が高くて例外だというのである。〔只如此去〕この「去」は時間的用法。將來にむかつてそのようにしてゆく。